

## 「土木学会論文集 F 1（トンネル工学）特集号」論文査読要領

（公社）土木学会 トンネル工学委員会  
土木学会論文集 F1（トンネル工学）特集号編集小委員会

### 1. 査読の目的

査読は、投稿原稿の内容を客観的に評価し、土木学会論文集 F 1（トンネル工学）特集号への掲載にふさわしいものであるかどうかを判定するための資料を提供することを目的としています。このため、査読に伴って見出された問題点、誤りなどの指摘事項について修正を求める意見があれば記述して下さい。

### 2. 査読にあたっての注意

- (1) 査読員は、当該原稿が公表前の研究・技術成果等であることに十分留意し、原稿の内容について秘密を守り、投稿者の権利を確実に保護しなければなりません。したがって、査読は、査読員が個人として行うものであり、他人に当該原稿を見せたり、あるいは原稿内容を話して意見を聞くようなことをしてはなりません。
- (2) 査読は指定された期日までに返信して下さい。
- (3) 原稿の査読は掲載の可否を判定するための資料を提供するもので、その改善を図るのが目的ではありません。原稿の内容に対する責任は本来著者が負うべきものであり、その価値は一般読者が判断すべきものです。査読員の主観や好みを著者に押しつけたり、原稿の体裁や書き方の完璧を期待する余り、将来の発展が大いに期待される原稿や実際に役立つ原稿を逃すことのないよう配慮して下さい。

### 3. 査読の方法（査読報告書の記入方法）

#### 3.1 判定

3.2 での各項目の評価と、現在までの土木学会論文集（通常号および特集号）に掲載された論文を参考にして、「掲載可」、「修正の上掲載可」、「掲載不可」のいずれかの評価として下さい。また、担当編集委員が必要と判断した場合には再査読をお願いすることがございます。なお、この判定は著者に直接には渡りません。

投稿原稿に要求される性質を以下に示します。

- ①理論的または実証的な研究であって、論文として評価できるもの、または独創性があり、将来の進展が期待できるもの。
- ②特色ある計画、調査、設計、施工、現場計測、維持管理などについて、将来の進展につながる考察を含み、論文として評価できるもの。
- ③テーマの適合性、新規性、有用性、完成度、信頼度に対して十分評価できるもの。

### 3.2 評価

投稿原稿がトンネル工学の分野においていかなる位置づけにあるか、新しい観点からなされた内容を含んでいるか、研究・技術成果の貢献度が大きいかなど、等の点について以下の項目に照らして客観的に評価して下さい。

(1) 新規性：内容が公知、既発表または既知のことから容易には導き得るものでないこと。

以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価されます。

- a) 主題、内容、手法に独創性がある。
- b) 学界、社会に重要な問題を提起している。
- c) 現象の解明に大きく貢献している。
- d) 技術者の教育・人材の育成に新たな貢献をしている。
- e) 創意工夫に満ちた計画、設計、工事等について貴重な技術的検討、経験が提示されている。
- f) 困難な研究・技術的検討をなしとげた貴重な成果が盛られている。
- g) 時宜を得た主題について総合的に整理し、新しい知見と見解を提示している。
- h) その他

(2) 有用性：内容が学術上、工学上、その他実用上何らかの意味で価値があること。

以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価されます。

- a) 主題、内容が時宜を得て有用である、もしくは、有用な問題提起を行っている。
- b) 研究・技術の成果の応用性、有用性、発展性が大きい。
- c) 研究・技術の成果は有用な情報を与えている。
- d) 当該分野での研究・技術のすぐれた体系化をはかり、将来の展望を与えている。
- e) 研究・技術の成果は実務にとり入れられる価値を持っている。
- f) 今後の実験、調査、計画、設計、工事等に取り入れる価値がある。
- g) 問題の提起、試論またはそれに対する意見として有用である。
- h) 実験、実測のデータで研究、工事等の参考として寄与する。
- i) 新しい数表、図表で応用に便利である。
- j) 教育企画・人材育成上への取り組みに対する有用な成果を含んでいる。
- k) その他

(3) 完成度：内容が読者に理解できるように簡潔、明瞭、かつ、平易に記述されていること。

この場合、文章の表現に格調の高さ等は必要としません。次のような点について留意して評価して下さい。

- a) 全体の構成が適切である。
- b) 目的と結果が明確である。
- c) 既往の研究・技術との関連性は明確である。
- d) 文章表現は適切である。
- e) 図・表はわかりやすく作られている。
- f) 全体的に冗長になっていないか。
- g) 図・表等の数が適切である。
- h) その他

(4) 信頼度：内容に重大な誤りがなく、また読者から見て信用のおけるものであること。

信頼度の評価については、計算等の過程を逐一たどるようなことは必要としません。次のような点について留意して客観的に評価して下さい。

- a) 重要な文献が落ちなく引用され、公平に評価されているか。
- b) 従来からの技術や研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれているか。
- c) 実験や解析、あるいは計画や設計などの条件が明確に記述されているか。
- d) その他

### 3.3 判定理由

判定が「掲載不可」の場合、必ずその理由を理由欄から選ぶとともに、具体的な内容を判定理由欄にわかりやすく簡潔に記述して下さい。なお、この判定理由は著者に直接には渡りません。

#### I. 誤り

- a) 理論または考えのプロセスに客観的・本質的な誤りがある。
- b) 計算・データ整理に誤りがある。
- c) 現象の解析にあたり、明らかに不相応な理論を当てはめて論文が構成されている。
- d) 都合のよいデータ・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により論文が構成されている。
- e) 修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる。

#### II. 既発表

- f) 明らかに既発表とみなされる。
- g) 連載形式で論文が構成されており独立した論文と認めがたい。
- h) 他人の研究・技術成果をあたかも本人の成果のごとく記述して論文の基本が構成されている。

#### III. レベルが低い

- i) 通説が述べられているだけで新しい知見がまったくない。
- j) 多少の有用な資料は含んでも論文にするほどの価値はまったく見られない。
- k) 論文にするには明らかに研究・技術的検討等がある段階まで進展していない。
- l) 着想が悪く、当然の結果しか得られていない。
- m) 研究・技術内容が単に他の分野で行われている方法の模倣で、まったく意義を持たない。

#### IV. 内容全体・方針

- n) 政策的な意図、あるいは宣伝の意図がきわめて強い。
- o) きわめて片寄った先入観にとらわれ原稿全体が独断的に記述されている。
- p) 理論的または実証的な論文でなく、単なる主観が述べられているに過ぎない。
- q) 私的な興味による色彩がきわめて強く、論文集に掲載するには問題が多い。
- r) 学会としての本来の方針、目的に一致していない。

### 3.4 修正意見

原稿の内容についての責任はすべて著者が持つものであることを念頭におき、下記の点に注意して修正意見を述べて下さい。なお、この修正意見は著者に直接渡ります。

- (a) 新たな計算や実験を追加させることは極力避けて下さい。
- (b) 査読員の主観的な意見や好みを主張して原稿の構成を大幅に変えることを要求したり、投稿者が査読委員と見解を異にする点について修正を要求することは避けて下さい。
- (c) 査読は、投稿者に対し研究を指導する立場にないことに留意する必要があります。ただし、明らかに査読員の意見、指摘によって原稿の内容が向上すると思われる場合には、その点を述べていただいても構いません。

### 4. 査読の範囲

査読員は次の事柄については考慮しなくても構いません。

- (1) 規定ページ数の超過の問題
- (2) 簡単にわからない数式、計算の内容
- (3) 用いた資料の良否
- (4) 個々の誤字の修正（ただし、気づいたものはご指摘下さい）

### 5. その他

- ・土木学会論文賞，土木学会論文奨励賞への推薦に値する論文であると判断された場合，「推薦の評価」の論文賞・論文奨励賞の区分に印を付けるとともに，「コメント」欄にその理由を記述して下さい。複数名の推薦があった場合，編集小委員会の審議を経て，トンネル工学委員長名で次年度の論文賞・論文奨励賞に推薦します。

参考：土木学会論文賞・論文奨励賞の区分

- ・論文賞

論文賞は，土木学会個人会員（海外の協定協力学会の個人会員は本会員とみなす）であって，原則として土木学会誌，土木学会論文集，その他土木学会の刊行物に研究，計画，設計，施工，考案などに関する論文を発表し，これが土木工学における学術，技術の進歩に独創的な業績をあげ，顕著な貢献をなしたと認められたものに授与する。

- ・論文奨励賞

論文奨励賞は，土木学会個人会員（海外の協定協力学会の個人会員は本会員とみなす）であって，原則として土木学会誌，土木学会論文集，その他土木学会の刊行物に研究，計画，設計，施工，考案などに関する論文を発表し寄与し，これが土木工学における学術，技術に関する進歩発展に寄与し，独創性と将来性に富むものと認められ，受賞者の年齢が受賞年の4月1日現在で満36歳未満であるものに授与する。

以上

付記：平成30年5月23日以降の査読報告に適用する。